

## ◎平成30年11月農業委員会議事録

開催日時 平成30年11月12日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤光志 村上卓也 林田 篤  
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春  
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 本田博士  
友田 廣 森田義美 森下文夫

農業委員欠席者 高木勝美 榮 恵

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、山内秀一委員、森下文夫委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第18号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第19号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第20号 農地法第5条の届出について
- 4) 議案第22号 農地法第4条の許可申請について
- 5) 議案第23号 農地法第5条の許可申請について
- 6) 議案第24号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) その他

5 閉 会

○報告第18号 農地法第18条の合意解約について  
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知が3件あっております。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、報告第18号の1ページ目をお開きください。番号1。通知者。賃貸人。熊本市南区刈草〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。物件の表示、大字下六嘉字友崎地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積164㎡。契約の内容は平成26年1月1日から平成30年12月31日までの4年契約です。解約の合意が成立した日は、平成30年10月4日。土地の引き渡しの時期は平成30年10月5日。

次のページをお開きください。番号2。通知者。賃貸人。嘉島町鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇。物件の表示、大字鯉字三十六〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,484㎡。大字鯉字蓑田地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積2,156㎡の計3,640㎡。契約の内容は平成26年6月1日から平成36年5月31日までの10年契約。解約の合意が成立した日は、平成30年10月23日。土地の引き渡しの時期は平成30年10月24日。

次のページをお開きください。番号3。通知者。賃貸人。熊本市東区花立〇丁目〇〇番〇号。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示。大字北甘木字八反畑地番〇〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,451㎡。契約の内容は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年契約。解約の合意が成立した日は、平成30年11月4日。土地の引き渡しの時期は平成30年11月5日。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第19号 農地法第3条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第19号1ページ目をお開きください。番号1。通知者。所有者。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。申請物件。大字北甘木字平ノ上地番〇〇〇〇ー〇。地目、畑。面積648㎡外16筆の計、17,786㎡。権利の事由は相続。権利を取得した日は平成30年9月10日。届け出日は、平成30年10月11日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号2。通知者。所有者。嘉島町北甘木〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。取得者。嘉島町北甘木〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字北甘木字柳ノ本地番〇〇〇〇。地目、田。面積697㎡。権利の事由は相続。権利を取得した日は平成30年10月16日。届け出日は、平成30年10月30日。あっせん等の希望はありません。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第20号 農地法第5条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第20号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が4件っております。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第20号の冊子を1枚めくっていただきますと、番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件につきましては、大字上島字同尻〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積が387㎡。申請理由は個人住宅でございます。施設の概要は木造2階建て1棟でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただいております。申請地。嘉島西小学校から南西側でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。中央部〇〇〇〇ー〇が申請地でございます。番号1については説明は以上でございます。

続きまして、番号2。申請人。譲渡人。嘉島町大字北甘木〇〇〇〇ー〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区花立〇丁目〇〇番

〇〇号が〇〇〇〇。熊本市東区花立〇丁目〇番〇〇〇号が〇〇〇で  
ございます。申請物件については、大字北甘木字豆坂地番〇〇〇〇  
番〇と〇〇〇〇番〇。地目、畑でございます。面積は49㎡と14  
1㎡の計190㎡でございます。申請理由は通路です。施設の概要  
については施工はございません。1枚めくっていただきまして、位  
置図を示させていただいております。ちょうど東西にサントリ一  
道路が走っております。その中部でございます。1枚めくって  
いただきまして、字図を示させていただいております。この物件に  
ついては、3人の〇さん・〇〇さん・〇さんの共同名義から〇〇  
さん・〇さんの〇さんがぬけた状態の2人の共同名義になった  
状態でございます。

次、1枚めくっていただきまして、番号3について説明させて  
いただきます。申請人。譲渡人。大阪府豊中市蛭池北町〇-〇-〇〇  
-〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。熊本市南区馬渡〇丁目〇〇番〇-〇  
〇〇号。〇〇〇〇〇。申請物件については大字上島字幸八地番〇〇  
〇〇。地目、田。面積は515㎡でございます。申請理由は共同住  
宅でございます。施設の概要は鉄骨3階建て1棟でございます。1  
枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。  
中央北西から南東側に国道445号が走っておりまして、中心部の  
北側でございます。申請地。中央から東側です。共同住宅の予定  
でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示させてい  
ただいております。位置図と同じ形です。

1枚めくっていただきまして、番号4。申請人。譲渡人。熊本市  
東区尾ノ上〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区戸  
島西〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号。〇〇〇〇。申請物件は大字上  
仲間字上川原地番〇〇〇-〇(〇)。これは仮換地の地番でござい  
ます。地目、田。面積190.06㎡でございます。申請理由は個人  
住宅。施設の概要は木造2階建て1棟でございます。1枚めく  
っていただきまして、位置図を示させていただいております。北  
側の中央部に大劇の嘉島店がございまして、そこの南側にある  
場所でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示  
させていただいております。右上の方に〇〇〇-〇というところ  
がございまして、

報告第20号についての説明は以上でございます。

議 長 はい。ただ今説明がありました案件は、市街化区域の農地転用で  
ございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第22号農地法第4条第1項の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。議案第22号の冊子を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。嘉島町大字犬渕〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字犬渕字居屋敷地番〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、通路。面積96㎡。申請の理由は、通路。施設の概要は施工はございません。農用地区域は農用地区域でない旨の証明がございます。隣接同意書はあります。資金証明書は不要です。開発許可は通路のため不要です。地元委員は〇〇〇〇委員でございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。南北に県道田迎木原線が走っておりまして、犬渕集落が内側にありますけれども、その北側に申請地、中央部より少し左側でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示しております。網掛けの場所でございます。雨水については道路の側溝に流されるということでございます。通路についてはございません。続きまして、始末書の添付がございます。平成6年ごろから道路として利用していましたという申し出がございました。

事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、地元委員であります、〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、犬渕集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団からつらなる位置にあるため、第1種農地と思われます。

農業上の支障については、申請理由が通路ですので、日照・通風等の支障はないものと思われます。

現地を見ますと、すでに住宅用地への進入路として利用されておりました。

始末書も添付されており、土地利用の状況からも転用許可申請はどのようなものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、犬渕集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団に連たんしておりますので、第1種農地と判断できます。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります申請地周辺に居住する者の生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。

申請地は、既に通路として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりまして、今回の申請により是正されます。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もなく始末書も添付されておりますので、許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 ただ今、委員および事務局の詳しい説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第23号 農地法第5条の許可申請について

議 長 続きまして、議案第23号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が3件っております。

まず、番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第23号の冊子を1枚めくっていただきまして、番号

1につきまして説明いたします。申請人。譲渡人。御船町大字滝川〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字井寺〇〇〇〇番地。〇〇〇。申請物件は大字上島字壺町田地番〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積263㎡。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造2階建て1棟でございます。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は隣接農地がありませんでした。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇委員でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただきます。北側の東西に国道445号が走っておりまして、そこから北側の西村集落の南端にあるところでございます。嘉島町文化センターから南東方向に位置しております。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただきます。〇〇ー〇というところが今回の転用許可申請があった場所でございます。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させていただきます。用水については南側に浸透枡。集めた後道路側溝へ流すご予定で、生活雑排水汚水につきましては、合併浄化槽での処理の計画でございます。

番号1についての説明は以上です。

議 長 次に、地元委員である〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。  
申請地は、西村集落内の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、第1種農地と思われます。  
営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと思われます。  
個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請はだとうなものと思われます。  
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。  
農地区分につきましては、西村集落内の未整備農地であり、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地

と判断できます。

通常、第1種農地は転用することができませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される個人住宅にあたるので、許可要件を満たします。また、甲種農地集団の端部に位置していますので、日照・通風等営農上の支障もないものと思われます。

総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もなく、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 では、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。では、承認とさせていただきます。続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。番号2について説明させていただきます。申請人。譲渡人。御船町大字高木〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。譲受人。益城町大字広崎〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。申請物件は大字上島字蔵園地番〇〇〇〇番。台帳地目、田。現況地目、田。面積188㎡でございます。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造2階建て。農用地区域は農用地区域でない旨の証明がございます。隣接同意書は隣接農地がございませんでした。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みがございます。地元委員は〇〇〇〇〇でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただきます。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただきます。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させていただきます。雨水については、北側に水路がございますので、浸透枘で集めた後にこちらに流すという計画でございます。生活雑排水汚水につきましては、すでにある公共の下水道管につながるご予定でございます。



番号2についての事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、地元委員であります〇から説明をいたします。  
先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。  
申請地は、上島集落内にある未整備農地であるため農地区分としては第2種農地になると思われます。  
現在、申請地周辺には農地はなく、営農上の支障はありません。  
周辺の土地利用の状況からも転用許可は妥当なものと考えられます。  
委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。  
続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。  
農地区分につきましても、上島集落内の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。  
営農上の支障につきましても、周辺に農地がないため問題ございません。  
総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断できます。  
事務局からは以上です。

議長 番号2について、委員と事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。  
続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。では、番号3について説明いたします。申請人。譲渡人。熊本市中央区岡田町〇〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇外〇名。譲受人。嘉島町大字上仲間〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は大字上仲間字中手町地番〇〇〇

一〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積4 5 2 m<sup>2</sup>外3筆の合計3, 2 0 4 m<sup>2</sup>。申請理由は駐車場。施設の概要は砂利舗装でございます。農用区域は農用区域でない旨の証明がございます。隣接同意書は添付がございます。資金証明書は添付がございます。開発許可は申請中で見込みがございます。地元委員は〇〇〇委員です。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。嘉島西小学校を黄色で示しておりますが、申請地がございます。赤で2箇所でございます。①と②。〇〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接するということか、道路ありますけれども、北側。1枚めくっていただきまして、①番の方の字図でございます。〇〇〇・〇〇〇ー〇。続きまして、②番〇〇ー〇・〇〇〇ー〇〇〇の字図でございます。1枚めくっていただきまして、計画平面図。まず①番についてです。中央部に雨水の水路をつけられる予定です。駐車台数については3 5台予定でございます。1枚めくっていただきまして、②番。汚水の側溝は中央と東側にございます。駐車台数は7 0台を示させていただいております。

番号3についての説明は以上です。

議 長 次に、地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告いたします。

申請地の①については、上仲間集落の未整備農地ですが、高田堰掛土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、第1種農地と思われる。

営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと考えます。

隣接する西側の駐車場の増設ということで、土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われる。

続きまして、申請地の②についてですが、上仲間集落内にある未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われる。

農業上の支障についてですが、北側に農地集団はありますが、日照、通風等営農上の支障はないものと思われる。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われる。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説

明を終わります。

議 長 続きます、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

まず、申請地の①につきましては、農地区分についてですが、上仲間集落の未整備農地であり、高田堰掛土地改良区の甲種農地に連担しておりますので、第1種農地と判断できます。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります既存の敷地の面積の2分の1を超えない施設に当たりますので、許可要件を満たします。また、甲種農地集団の端部に位置していますので、日照、通風等営農上の支障もないものと思われれます。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、申請は許可相当と判断できます。

次に、申請地の②についてですが、農地区分につきましては、上仲間集落内の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては、農地集団とは北側に農地集団がありますが、水路や宅地を挟んでいますので、日照、通風等営農上の支障はないものと思われれます。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もないと考えられることから、申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議 長 番号3について、地元委員と事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第24号 農用地利用集積計画の承認申請について

議 長 続きます、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が16件っております。

このうち、○委員、○○委員の案件がございますのでそちらから先に審議いたします。

○委員の退室を求めます。

(○委員退室)

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第24号について説明いたします。では、議案第24号の議案書5ページをご覧いただきたいと思います。

利用権の設定者、利用権を設定する土地、利用内容、期間、反当りの小作料の順に説明をいたします。再設定です。○○○。○○○  
○外2名。鯉字十八○○番地外1筆。田。計3,807㎡。米・麦・大豆。3年間。反当り15,000円です。あと1筆につきましては60KGということ物納でございます。以上で○委員の案件を終わります。

議長 ただ今、詳しい説明がございましたが、○委員の件で何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○委員の入室を許可します。

(○委員入室)

○委員、承認されましたので報告いたします。

○委員 ありがとうございます。

議長 続きまして、○○委員の件について審議いたします。

それでは、○○委員の退室を求めます。

(○○委員退室)

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案書の6ページを見ていただきたいと思います。〇〇委員の案件についてご説明いたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇・〇〇〇〇。再設定でございます。上島字壺町田地番〇〇。田の1, 997㎡。米・麦・大豆。3年間。反当たり20, 000円。次、7ページ。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定でございます。上島字壺町田地番〇〇。田の462㎡。外4筆の合計面積が3, 064㎡。米・麦・大豆。期間は3年です。反当たり20, 000円です。以上で〇〇委員の案件を終わります。

議長 ただ今、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。〇〇委員の入室を許可します。(〇〇委員入室) 〇〇委員、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 お世話になりました。

議長 それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が16件の面積が38, 550㎡。うち、再設定が5件の12, 828㎡です。それでは、議案書の一覧表2ページをご覧いただきたいと思います。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の設定面積・合

計面積・備考の順に説明をいたします。

まず、賃借権の設定が1年。〇〇〇〇。459㎡。田。635㎡。1,094㎡。新規でございます。同じく賃借権の設定で2年。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。162,815㎡。田の2,998㎡。165,813㎡。新規でございます。3年の〇〇〇。田の3,807㎡。3,807㎡。更新でございます。3年の〇〇〇〇。2件85,035㎡。田の5,061㎡。85,035㎡。更新でございます。賃借権の設定5年。〇〇〇〇。241㎡。畑の241㎡。241㎡更新でございます。賃借権設定の5年。〇〇〇〇。7,554㎡。田の3719㎡。7,554㎡。更新でございます。5年〇〇〇〇。16,383㎡。田の3,640㎡。20,023㎡。新規でございます。5年。〇〇〇〇〇〇〇。1件です。田の850㎡。新規です。同じく〇〇〇〇〇〇〇。10年の4件です。田の10,434㎡。新規です。10年。〇〇〇〇〇〇〇。3,543,959㎡。田の3,000㎡。3,546,959㎡新規です。所有権の移転。〇〇〇〇〇〇〇。田の164㎡。同じく所有権の移転で〇〇〇〇。121,462㎡。田の4,001㎡。121,462㎡です。

次、3ページをお開けいただきたいと思います。

個別に説明をいたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。北甘木字古屋敷〇〇〇〇番地。畑の489㎡外1筆の合計面積635㎡です。野菜。1年。1筆当たりの10,000円でございます。他の1筆については1筆当たり5,000円でございます。

次、4ページを開けていただきたいと思います。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。下六嘉字瀬剥〇〇〇番地。田の2,998㎡。大豆・麦・野菜。2年。反当たり15,000円です。

次、5・6・7ページは先ほど承認いただきましたので、8ページを開けていただきたいと思います。〇〇〇〇。〇〇〇〇。下六嘉字西原〇〇〇〇番地。畑。241㎡。苗床。5年。反当たり10,000円です。

次、9ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。井寺字苧田〇〇〇—〇番地。田の574㎡外2筆の合計面積3,719㎡です。米・麦・大豆。5年。反当たり60KG。物納でございます。

次、10ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。鯉字三十六〇〇番地。田の1,484㎡外1筆の合計面積3,640㎡。米・麦・大豆5年間。反当たり60KGで物納でございます。

次、11ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規でございます。上六嘉字金畑〇〇〇〇番地。田の850㎡。水田。5年間。反当り15,000円です。

次、12ページをお開けください。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上島字北霍〇〇〇〇番地外2筆の合計面積3,330㎡。田。水田。期間が10年。反当りの小作料が10,000円でございます。

次、13ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上島字北霍〇〇〇〇番地外2筆の合計面積の2,997㎡です。水田。10年。反当りの10,000円でございます。

次、14ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上島字北霍〇〇〇〇番地外2筆の3,905㎡。田。水田です。期間が10年。反当り10,000円。

次、15ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇外2名。新規です。鯉字早田〇〇番地。田の200㎡。水田。10年間。反当り15,000円です。

次、16ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。鯉字津田〇〇〇〇番地。田の3,000㎡。米・麦・大豆。10年。反当り15,000円です。

次、所有権の移転です。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。下六嘉字友崎〇〇〇〇ー〇。田の164㎡。水田。反当りの単価が1,000,000円。対価は164,000円でございます。

18ページ最後ですが、所有権の移転です。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇。嘉島町大字上仲間字迎古川〇〇〇〇番地。田の1,001㎡です。水田。反当りの単価は1,224,000円です。対価は1,225,224円です。あと1筆が、上仲間字松田〇〇〇〇ー〇。田の3,000㎡。水田。1,632,000円。対価が4,896,000円になります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法・第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第24号の説明を終わります。

議 長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問など  
ございましたでしょうか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。  
本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。

続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かござい  
ませんかでしょうか。

何もないければ事務局から何かございませんでしょうか。

事 務 局 12月の農業委員会総会の日程ですが、こちらの都合で申し訳な  
いですが10日が開催が難しくなりました、11日はどうですか。

では、次回は総会を11日の午前9時半から開催させていただきます。

議 長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。  
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年11月12日

会 長 下 田 司

委 員 山 内 秀 一

委 員 森 下 文 夫